

平成 7 年 1 2 月 2 8 日

各局・区・室長

教育長

北九州大学長                      様

議会事務局長

各種行政委員会事務局長

財政局長      井上   源三

契約室長      山本   勝久

「政府調達に関する協定」の発効に伴う関係規則の制定等について（通知）

平成 8 年 1 月 1 日に発効する「政府調達に関する協定」を実施するため、国においては、地方自治法施行令の特例として「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）」を制定したところである。

ついで、本市においても同特例政令の規定が適用される一定額以上の調達契約に関し、契約規則等の特例を定めた「北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（以下「特例規則」という。）」を別添のとおり制定することとしたので、平成 8 年 1 月 1 日以降の貴局（部、課）所掌の調達契約にあたっては、下記の点に留意し、これにより取扱うよう通知します。なお、一定額未満のものについては、この規則等は適用されないものである。

## 記

### 1 適用対象となる調達契約

#### (1) 契約対象の種類

特例政令第 2 条に該当する契約

#### (2) 契約対象の範囲

特例政令第 3 条に該当する契約

#### (3) 上記 (1) (2) の概要

略

## 2 特例政令及び特例規則の概要

- (1) 競争参加者の資格として、事業所の所在地を要件とすることはできない。
- (2) 競争入札の公告は、原則として入札書受領期限の40日以上前に、市公報で行う。併せて、WTO公用語（英語）で記載する。
- (3) 競争入札の公告後、競争入札参加申請がある場合には速やかに資格審査の手続を開始する。
- (4) 郵便による入札ができる。
- (5) 工事又は製造の請負契約における最低制限価格は、これを設けることはできない。
- (6) 落札者とならなかった者から請求があった場合、落札とならなかった理由を通知する。
- (7) 随意契約は、次の場合に限ってのみ適用することができる。
  - ア 緊急の必要により競争入札に付すことができない場合。
  - イ 競争入札に付し入札者がいない場合。
  - ウ 落札者が契約を締結しないとき。
  - エ 特許権、著作権等の排他的権利との関連等により競争がなく、特定の供給者によってのみ供給することが可能で、合理的な代替がない場合。
  - オ 既存の产品及びサービスとの互換性を確保する必要がある場合。
  - カ 調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約過程において開発された原形又は最初の产品及びサービスを調達する場合。
  - キ 予測できない事情による追加工事をせざるを得ない場合。
  - ク 計画的に実施される施設整備のため、既契約工事に接続して施工される同種の建設工事を行う場合。
  - ケ 自治大臣の定める要件を満たす審査手続により、設計コンテストの受賞者を行う場合。
- (8) 競争入札の落札者及び随意契約の相手方を決定したときは、72日以内に市公報により、落札の公告を行う。

## 3 留意点

- (1) 分割契約の禁止  
協定適用回避を意図とする、契約の分割をしてはならない。
- (2) 内国民待遇  
他の締約国の物品及びサービス並びにその供給者に対し、国内の物品、サービス及び供給者に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。
- (3) 無差別待遇  
他の締約国の物品及びサービス並びにその供給者に対し、当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。
- (4) 技術仕様（品質、性能等）  
技術仕様及び適合性の証明要件は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらす効果を有するものであってはならない。また、原則として、入札において特定の商標、商号等を要件としてはならない。したがって、特定の製品を示さないと説明ができない場合は「同等品表示」を行う。

さらに、技術仕様及び適合性の証明要件等を設定する場合は、客観性・正当性・公平性を問われるので、仕様選定委員会等の設置を行うこと。

(5) 特定企業からの情報収集禁止

仕様の準備のため、競争を妨げるような方法により利害関係の可能性のある企業に対し助言を求め又は受けてはならない。

4 添付資料

- (1) 「北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」
- (2) 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」
- (3) 「協定の附属書Ⅰ日本国の付表4」
- (4) 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の告示